

# 平成25年度第1回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成25年5月21日（火）午前10時00分～

場 所 川崎市役所第4庁舎4階第1会議室

出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局（7名）  
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）  
行財政改革室（1名）

議 題 （1） 平成24年度特定契約の契約実績の報告について  
（2） 平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額について  
（3） その他

## 開 会

「平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、「平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の審議については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする。

## （1）平成24年度特定契約の契約実績について

（事務局） 平成24年度の特定契約の契約実績について説明。

特定工事請負契約 29件

特定業務委託契約 184件

これまで、条例違反や労働者からの申出は出ていない。

特定工事請負契約の台帳の内容の確認作業中であるため、次の作業報酬審議会で報告をさせて頂きたいと考えている。

(2) 平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額について

(事務局) (平成25年特定工事請負契約の作業報酬下限額の見直しについて内容説明)

審 議

※結論(全員一致で賛成)

平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額については、平成25年度設計労務単価の90%とすることに見直し、すみやかに実施する。

(3) その他

- ・今後の作業報酬審議会の開催日程等について
- (事務局) 改めて事務局から連絡し、調整する。

閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局長に答申書を手交

# 平成25年度第2回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成25年8月26日（月）午後2時00分～

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第2会議室

出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局（9名）  
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）  
行財政改革室（2名）

議 題 （1） 委員の委嘱及び平成26年度作業報酬下限額の諮問について  
（2） 公契約制度の運用状況等について  
（3） 平成26年度作業報酬下限額について

開会

（1） 委員の委嘱及び平成26年度作業報酬下限額の諮問について

審議会委員の交代に基づき、委嘱状を財政局長から新審議会委員に手交。

「平成26年度作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長に手交

（2） 公契約制度の運用状況等について

（事務局） それでは、平成23年度及び平成24年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成23年度は15件、平成24年度は29件であった。

特定業務委託契約については、平成24年度は184件である。また、指定管理業務については、205件である。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約において条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

（意見） 屋外清掃で平均賃金が他の業種に比べて高いのはなぜか。

（事務局） 屋外清掃は、主に道路清掃になるが、作業時間が深夜時間帯になる関係で割増賃金が発生するため、平均すると高くなっているようである。

（意見） 工事において、最低額と作業報酬下限額が同額となっている職種がいくつ

かあるが、このことについて事務局ではどのように考えるか。

(事務局) 事務局としては、具体的な賃金は個人個人でそれぞれ異なるため、一概には言えないが、一定程度の下支えの効果は出ているものと考えている。

(意見) 工事現場の賃金調査については、組合でも独自に行っているが、それと比較すると川崎市の作業報酬下限額は高く設定されているが、それが守られていることについては条例制定の成果が出ているものとして評価できると言える。

### (3) 平成25年度作業報酬下限額について

平成26年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

審議

→平成26年度作業報酬下限額については継続審議

閉会

# 平成25年度第3回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成25年9月3日（火）午後2時00分～

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第2会議室

出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局（7名）  
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）  
行財政改革室（1名）

議 題 （1） 平成26年度作業報酬下限額について  
（2） その他

## （1） 平成26年度作業報酬下限額について

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、「平成26年度の作業報酬下限額について」の審議については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする。

審議

結論（全員一致で賛成）

特定工事請負契約 平成26年度の川崎市に適用される公共工事設計労務単価が決まり次第、速やかに作業報酬審議会を開催し決定する。

特定業務委託契約 907円

## （2） その他

- ・「平成26年度作業報酬審議会」の日程について  
（事務局） 改めて事務局から連絡する。

閉会

審議会終了後、審議会会長から財政局長に答申書を手交

# 平成25年度第4回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成26年2月21日（金）午前10時00分～

場 所 川崎市役所本庁舎北館5階第5会議室

出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局（6名）  
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）

議 題 (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について  
(2) その他

## 開 会

(事務局) 平成25年度第4回川崎市作業報酬審議会を始めたい。

今回、委員の皆様にお集まり頂いたのは、毎年度末に国土交通省が公表する新年度から適用となる公共工事設計労務単価が、平成26年1月30日に平成26年2月1日から例年より前倒しして適用とする労務単価を公表した。本市においてもこの公表を受け、適用される労務単価を2月1日付けで一部改定したところである。

昨年9月3日に開催した平成25年度第3回作業報酬審議会において、平成26年度の特定工事請負契約に適用する作業報酬下限額については、新しい設計労務単価が決まり次第、速やかに作業報酬審議会を開催し決定することとしていたことから、特定工事請負契約の作業報酬下限額について審議を頂くものである。

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の諮問書を財政局資産管理部契約課長から審議会会長に手交

(議長) ただ今から平成25年度第4回川崎市作業報酬審議会を開催する。

始めに、この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により公開とされているが、本日の議題の「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の審議については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから非公開とするので、ここで委員に確認したい。

(各委員) (一同了解)

(議長) なお、本日は、委員5名全員が出席されていることから、川崎市契約規則第72条第5項の開催要件を満たしているので、本審議会が成立していることを報告する。

(1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について

(議長) 議題(1)「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」であるが、この件について事務局から説明されたい。

(事務局) (特定工事請負契約の作業報酬下限額について内容説明)

審 議

※結論(全員一致で賛成)

(議長) 「特定工事請負契約の作業報酬下限額」については、平成26年2月から適用されている設計労務単価の90%とすることで審議会として決定する。

(2) その他

・平成26年度の作業報酬審議会の日程等について

(事務局) 改めて事務局から連絡し、調整する。

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の答申書を審議会会長から財政局資産管理部長に手交

閉 会